**令和５年度まちなかにぎわい回復支援事業**

熊本県では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けた「まちなか」のにぎわい回復を図るための取組みを支援するため、引き続き「まちなかにぎわい回復支援事業」を実施します。

**１．補助の対象者**

補助対象となる事業者（以下の①・②のいずれに該当する団体）

① 商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に規定する商店街振興組合

　　　　 熊本県商店街活性化協議会会員

② 上記①に属さない、法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等に

より代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

**２．補助対象の要件（以下の①～③のすべてを満たすこと）**

① 定款、規約又は会則があること。

② 組織及び代表者に県税の未納がないこと。

③ 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

**３．補助対象経費**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街組織や事業組合等が実施するにぎわい回復のた

めのイベント開催や顧客確保に向けたキャンペーンなどの事業に要する経費 （原則、イベント等の開

催場所は熊本県内に限る。）

＜事業の取組み例＞

・イベント会場、駐車場の借上げ代

・イベントで使用する音響機器、テント、イス等のリース代

・広告宣伝費（情報誌への掲載料など）

・ポスター、チラシ等の印刷製本費

・タレント等の出演料

・アルバイトの賃金（事業団体の構成員及びその同居親族等に対するものは対象外）

・感染対策のための消耗品費（マスク、消毒液など）

・プレミアム付き商品券の導入

商店街組織が発行するプレミアム付き商品券のプレミアム部分（※）の補助、商品券の印刷費、広告費等・駐車料金等の割引チケットの割引経費

※プレミアム付き商品券の販売金額に上乗せする利用可能額は販売金額の３０％を上限とします。助成率を超える部分については、各団体の負担となります。

＜補助対象外経費＞

・人件費（補助員に係るものは対象）

・汎用性があり補助対象の事業に限定できない経費（パソコン等の備品やボールペン等の事務用

品など）

・料金設定が明確でない経費（一般的に想定される金額を超えるもの）

・イベント等で配布する粗品、景品

・間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代等）

・光熱水費、家賃、固定費、維持費（通常負担すべきもの）

・不動産の購入、取得費

・施設整備の費用

**４．消費税の取扱い**

消費税の確定申告において、補助事業に係る消費税が仕入税額控除されることが見込まれる場合

は、交付申請書に補助金所要額から消費税等仕入控除税額を減額した額を補助金額として記入し、

消費税等仕入控除税額の積算内訳を別紙として添付願います。ただし、申請時点で消費税等仕入控

除税額が明らかでない場合はこの限りではありませんが、補助金の交付決定後の実績報告もしくは

消費税等仕入控除税額の確定の際に金額を報告する必要があり、補助金の支出後であっても、消費

税等仕入控除税額分の返還を求めることがあります。

**５．事業の実施期間**

令和６年（２０２４年）２月１６日（金）までに事業を終了（事業実施に係る業者等への支払いまでが完

了）した上で、実績報告書の提出が必要となります。

**６．確認調査**

補助金交付申請書の提出後、事業の実施内容について確認調査を行います。確認調査によって補

助の要件を確認し、補助の対象として適正と認められた事業に対して補助金が交付されます。調査

は原則として書面審査により行うものとしますが、必要に応じて現地調査等を行います。

**７．補助金の率**

予算の範囲内において、補助対象経費の３／４以内を補助するものとします。

**８．補助金額の算定と補助上限額**

① 商店街振興組合　熊本県商店街活性化協議会会員 【上限 200 万円】

② その他、会則を持つ任意の商店街組織 【上限 100 万円】

**９．スケジュール**

補助金交付申請の募集開始　 令和５年３月１７日（金）

補助金交付申請の募集期間　 開始から令和６年１月５日（金）まで

交付決定 申請書受付から随時

補助事業の完了　令和6年2月16日（金）

実績報告 令和６年２月２２日（木）まで

事業完了した日から30日を経過した日または2月22日（木）のいずれか早い日までに提出

完了検査 事業終了後随時

交付確定通知　補助金請求　補助金支払

**10.交付申請**

「熊本県まちなかにぎわい回復支援事業費補助金交付要項」に規定する「交付申請書（様式第１）」

及び「補助事業計画書（様式第１－別紙）」に下記の添付書類を添えて申請願います。

＜添付書類＞

(1) 事業実施に係る書類

　　　・見積書の写し（１０万円以上の場合２者以上から徴収）

　　　・見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し

　　　・仕様書の写し

　　　・仕様等がわかるカタログや取扱説明書等

(2)定款、会則の写し

(3)申請日時点での組合員、会員名簿

(4)県税の未納がない証明

(5)誓約書

(6)連携申請構成表　※複数の団体が共同で事業を行う場合のみ必要です。

(7)経費負担割合表

(8)その他知事が必要と認める書類

注）見積書等の宛名は、補助事業者名で統一してください。空欄や別会社、別団体などへの発行、

補助事業者宛てに発行されたものと判断できないものは補助対象となりません。

**11．提出期限**

(1) 事業開始予定日から遡って、2カ月前から3週間前までの間（ただし4月10日までに事業を

開始する場合はこの限りではない。

最終提出期限は令和6年1月5日（金）

(2) 提出部数 ２部（正副１部ずつ） ※副本は正本のコピーとなります。

(3) 提出先

〒８６０－００１７

熊本市中央区練兵町６２ 第２ロータリービル３Ｆ

熊本県商店街振興組合連合会

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則郵送で提出をお願いします。

　その際、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

**12.その他**

詳細は、熊本県商店街振興組合連合会ホームページをご覧ください。

＜問い合わせ先＞

熊本県商店街振興組合連合会　（山田）

TEL　０９６－３５３－４６６６

FAX　０９６ー３５３ー４５７７